

平成24年度当初予算審査特別委員会会議録第7号

---

平成24年3月23日（金曜日）

---

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

---

出席委員（13名）

委員長 鈴木春光君

委員 高橋兼次君

阿部建君

山内孝樹君

菅原辰雄君

大瀧りう子君

三浦清人君

佐藤宣明君

山内昇一君

星喜美男君

小山幸七君

及川均君

西條栄福君

---

欠席委員（1名）

副委員長 千葉伸孝君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

会計管理者  
兼出納室長

佐藤秀一君

総務課長

佐藤徳憲君

復興企画課長

三浦清隆君

復興事業推進課長

及川明君

町民税務課長

阿部俊光君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

産業振興課長	佐藤 通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清君
建設課長	西城 彰君
危機管理課長	佐々木 三郎君
上下水道事業所長	千葉 雅久君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克君
総合支所 町民福祉課長	千葉 和之君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝明君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤 達朗君
教育総務課長	芳賀 俊幸君
生涯学習課長	及川 庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助君
事務局長	佐藤 広志君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲君
-----	--------

農業委員会部局

事務局長	高橋 一清君
------	--------

事務局職員出席者

事 務 局 長

佐 藤 広 志

上席主幹兼総務係長  
兼 議 事 調 査 係 長

佐 藤 孝 志

午前10時00分 開会

○委員長（鈴木春光君） 皆さん、おはようございます。平成24年度当初予算審査特別委員会、7日目でございます。昨日は、一般会計予算、時間延長をしての審査、ご協力に対しまして感謝をいたしております。

本日は、特別会計予算審査となります。どうぞ慎重審議、活発なるご審議、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより、平成24年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席委員、千葉伸孝委員、遅刻委員、及川 均委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

議案第34号平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計予算の細部説明を求めます。担当課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） おはようございます。

それでは、国保会計24年度の細部説明をさせていただきます。

155ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出見開きで記載されてございます。

歳入の方ですが、本年度28億5,600万円と計上をさせていただきます。前年比1億9,500万円の増でございます。内容につきましては、今年度予算額の1款と3款ごらんをいただきたいのですが、税と国庫の負担分が大きく分かれております。税で3億8,000万円、国庫支出分で12億円ということで、ちなみに前年度予算の欄に転じていただきますと、税と国の負担分が約半々となっているのがおわかりいただけると思いますが、今年に限ってはこのような極端な偏りになると。これも震災による影響というふうにご理解をいただきたいと思います。

歳出につきましては、同額でございますので、ほぼ前年と同じような支出バランスというふうにさせていただきました。

主な歳入歳出の内容について説明いたしますので、157ページ移行をご覧くださいと思います。

初めに、歳入の保険税でございますが、一般と退職を合わせまして本年3億8,480万円、前年比3億7,770万円の減となっております。この減の理由でございますが、国保の基準総所得という部分は平年に比べて半分ぐらいに落ちるだろうという見込みのもとに立てさせていただきました。

次、158ページでございますが、3款に国庫の負担金及び補助金が2項目ございます。それぞれ5億500万円、そして7億円ということで、合わせて12億円ほどの国庫の歳入を見込んでございますが、先ほど明細書で申し上げた内容でございます。税で減った分を国で措置をしていただくということでございます。

159ページ以降の4款から7款までの科目につきましては、各国・県からの一定のルールに基づく交付金ということになりますので、詳細につきましては省略させていただきます。

161ページ、9款繰入金をごらんいただきたいと思います。本年2億498万6,000円、前年と比較いたしまして5,100万円ほどの増加を見込んでございますが、これは減免による保険税の軽減分、そういったものがふえるということを見込んだものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

次に、164から165ページにかけまして、歳出、一般の総務管理費、それから2項の徴税费まででございますが、これにつきましては人件費、事務費、それから徴税に関する所要の額を計上させていただきました。

166ページ、2款保険給付費の療養諸費、これは医療費でございますが、国保の中で一番大きなお金を必要とする科目でございますが、本年18億1,110万円、前年比2億3,900万円ほどということで医療費の増加を見込んでございます。

続きまして、167ページ、2款の2項高額医療費でございますが、本年は1億1,000万円ほどということで例年と比べて6,160万円減額ということで、この理由につきましても、補正予算でも若干触れましたが、もともと窓口の負担金が免除になっているということで、24年度も半年間免除になるだろうということで、その半年分については高額療養費の負担が減るだろうというような推計でございます。

同じページの2款4項出産育児諸費でございますが、本年は1,512万円、出生のお子さんを36名と見込んでございます。ちなみに平成23年度、今年度の生まれる見込みなんですけれども、母子手帳の交付状況などから35人ぐらいではないかということで、今年と来年同じぐらいの出生の数を見込んでございます。

168ページの葬祭諸費、葬祭費でございますけれども、本年725万円、前年と比較しまして500万円アップということでございますが、これは震災等によって犠牲になられた方がまだ23年度に葬儀とかを済まされてはいるものの、葬祭費そのものの申請をされていない人も随分いるのではないかと。それから、行方不明になっている方のそういった葬儀関係も24年度にまで入って発生してくるだろうという数を見込んだものでございます。

3款以降は、歳入と同じように、各基金からの一定の算定方式による収入金でございますので、詳細は省略をさせていただきます。

最後、170ページ、8款の特定健診、それから保健事業費の関係でございますけれども、これも所要の経費を計上させていただきましたが、いずれ震災後の各避難地で生活をしておられ肉体的にも精神的にも相当やはり疲れている方がいるだろうということで、これまでに増して健診等の呼びかけを知恵を絞ってやりたいというふうに考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（鈴木春光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 国保税、大変厳しいと思います。この157ページ、収入の歳入のところになっているんですが、この滞納繰越分、これ見ましたら結構な金額だなと思っておりますが、これは23年度のでしょうか。それとも22年度になるものなのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、166ページの先ほどの説明で保険給付費、かなりの金額2億3,970万円ですか、これを増額しているようなんですが、なかなか震災後、いろいろつかめない部分もあるんですが、この医療費の動向ですね、どういうふうに震災後の町民の医療状況というかそういうものがわかれば教えていただきたいなと思います。

○委員長（鈴木春光君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 初めに、滞納繰越分の数字でございますけれども、これはあくまで予算額ということで、目標となる滞納繰越の徴収の予算という額でございますして、累計額につきましては2億円ぐらい、2億円を超えていると思います。それぐらいの滞納があると。しかも、24年度分の現年度分につきましては通常の年よりも極端に収納率が落ち込んでおりますので、現年の未収分がそのまま年度を超えますと滞納繰越額に落ちていきますので、さらにふえるだろうというふうに思われます。したがって、157ページにある滞納繰越分というのは、あくまで予算ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、医療費の動向、あるいはかかっている状況についてというお尋ねでございました。大体昨年12月ごろにまとめた、ようやく国保連合とのデータのやりとりが開通いたしましたので、まとめたんですけれども、例年の90%ぐらいまで追いついているということのようござ

います。地元には医療機関はもうないんですけれども、それにかわって登米市、あるいは石巻市、あるいは仙台市とそういったところの大きな病院の方にかかっているということで、ほぼ例年と同じような診療を受けられているというように数字の方ではつかんでおります。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 目標とした予算だという話ですが、実はお尋ねしたいのは、県の滞納機構の中でいろいろ町でも未収について、滞納について県の機構を利用しながら徴収した経緯ございますよね。今年度もそういうふうなことをやるのかどうかということをお聞きしたいんです。こういう厳しい中でそういうことが本当に適用になるのか、なじめるのか、私はそういう点で疑問に思いましたので、その辺を伺いたしたいと思います。

それから、今の医療についての動向なんですけど、90%追いついていると。追いついているという言葉が私ちょっと違和感を感じるんですが、ほぼ今までどおりの診療というか病人というか患者さんというかそういう方たちがいると、そういうふうに診療が行われていると、そういうふうにとめましました。それで、国保税に対して本当に一番何とか医療費を抑えるとそういうのが大前提だと思いますので、私もいつもここで申し上げるんですが、今こういう仮設住宅に入っていてなかなか厳しいと思うんですが、予防医学、予防の方に、病気にならないような工夫というかそういう予防医学をぜひ力を入れてほしいなと思っておりまして、その辺の見通しなんかも含めてちょっともう一度お尋ねいたします。

○委員長（鈴木春光君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 1点目の宮城県の滞納整理機構との連携についてということでございますけれども、23年度は職員を派遣をして積極的に徴収を行う予定でしたが、こういった事情でございましたので、やっておりません。

それから、24年度につきましても、地元の職員がいないということでございますので、まずはそちらの方を優先するというところで考えてございます。

それから、国保の場合には再三議会の中でも国保の税率改正、それから一般会計の繰り入れなどなどで国保財源そのものについていろいろ議論が交わされてきた経緯があるんですけれども、基本的には国保の組合、独立採算というのが原則ということになりますれば、やはり受益と負担という観点からすれば、未納あるいは滞納しているという部分についてはしっかりと徴収をしていくと。その結果、これ以上徴収することが困難というふうなタイミングが来たときにしっかりとそれ以外の財源調達を考えるというふうなのが筋だと思いますので、24年度からは国保税ならず一般税につきましても、そういった自主財源の確保というふうな

体制を敷きたいというふうに思っております。

それから、医療費を抑えるという部分では、当然、国保会計の財源負担を緩和するというようなことでは大変大きな効果があると私も思います。メタボリックシンドロームというのが日本の医療費の3分の1を占めるというようなお話も聞いたことがございましたので、そういったメタボを中心とした保健、健診活動とかそういったものにいろいろ検討しながら、関係課と協議をしてこの部分の掘り起こしについても頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 もう一度です。3回目です。いいですね。

課長は、いろいろ滞納についてはそういう県の力をかりながら徴収するというお話を今されていまして。私、本当にこういう被災を受けて大変な状況の中で滞納は仕方ないんじゃないかという言い方はちょっとしませんけれども、何とていこうかそういう人たちを強制的に収納していくと、徴収していくと、そういうのにはちょっとなじまないのではないかなと思っておりますので、こういう点でぜひもっと温かい政策というかそういうやり方をやってほしいなと思っております。今度、今申告が終わったわけですが、それによって国保税がまた決定されるような動向なんです、課長、どうでしょうか。動向としては、保険料、どれぐらい上がるのか、下がるのか、その辺の見きわめも必要だと思うのですが、その辺、どのように考えておりますか。

○委員長（鈴木春光君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 後段の方の保険料の見通しということになりますけれども、まず国の措置がいつまで続くのかということになりますので、それ次第ということになるんですけれども、総括のときにも申し上げたんですが、国の措置がそう長くは続くはずがないというつもりでこれからも考えていきたいと。24年度は税率改正は行いません。これはもう今60%ぐらいの方が保険料免除になっているわけですので、残りの40%の方に今まで必要だった国保の財源をお願いすることになりますと、もう2倍から2.5倍ぐらいの税率改正にしないと帳尻が合わないわけですから、これ現実的にはちょっと無理だろうと。したがって、いずれ復興事業が進めば町民もどんどん戻ってくると。そういった被保険者の数、そういったもの、それから町内の医療機関、そういったもろもろを考えながら保険料率というのが大体決まっていくのかなと思っておりますので、もう2年か3年ぐらいは様子を見なくちゃいけないというふうに思います。

それから、ぎりぎりの経済状況、被災直後でなかなか納めるのが大変だというようなことの事案に対する対処ですけれども、これは震災前からこまめにそういった事案の方々に対しては相談に乗ってまいりました。場合によっては、納税緩和措置をやったことがございますので、ただ、圧倒的に納めている数の方が、サイレントマジョリティーの方が多いわけですから、やはりしっかりと納めている、あるいは生活保護ぎりぎりのところでも納期内納税をされている方もいらっしゃるわけですから、そこは是は是、否は否としてしっかりと対応していきたいと思っております。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。高橋委員。

○高橋兼次委員 おはようございます。

2点ほど。170ページの2項13節のレセプト点検は、これはどこへ委託しているのか。あるいは、囑託でやらせているのか。とすれば何人ぐらいいるのか、その辺一つ。

それから、次ページ、171ページの負担金19節人間ドックの負担金、あるいはまた脳ドック、これの受けられる方々、この予算どおりでこれまでもきているのか。あるいは少ないのか、多いのか。進捗状況、これをお伺いします。

○委員長（鈴木春光君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 1点目のレセプトの委託先でございますが、機関名が日本医療センターというところでした、志津川病院のレセプト点検をお願いしているところと同じ業者さんでございます。人数につきましては、そのセンターの方から2名、うちの医療給付係のところにも席を置いてレセプト点検の業務をやってございます。

それから、ドックの関係でございますけれども、大体人間ドックにつきましては、今回、70人分ぐらいの予算、それから脳ドックにつきましては80人分ぐらいで見積もりをいたしました。震災前も大体この人数ぐらいで実施をしてまいりました。バスの関係等もありますので、大体60人から70人くらいということで状況は変わってございません。今年度も同じ人数の方が受診されるだろうというふうに見込んでおります。

○委員長（鈴木春光君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 そうすると、このレセプト点検については了解をいたしました。

ドックですね、ドックも震災を受けて大分心身ともに衰弱している方々大分おられるんじゃないかなと思います。その中で住民健診も通常のような形で去年はやらなかったわけでございますので、大分仕事の都合上、あるいはいろんな都合上、なかなかその都度都度に受けられるということも難しい方々が多いんじゃないかなと思います。ドックであれば1回

である程度の基準検査みたいなものが全部できるわけでございますので、これから多少予算を追加しても、そういう方々大分おられると思いますので、あっせんしながら数多くの方々にドックを受けられるように奨励していった方がよいのかなとそう思いますので、できれば進めていただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。佐藤委員。

○佐藤宣明委員 3番です。おはようございます。

先ほど前々者も触れておりましたが、いわゆる国保税の滞納繰越分の扱いでございますが、先ほどの話では累積が2億円以上に及んでおると。さらには、23年度分、この震災によって現年度分も相当増加するだろうというお話でございます。それでまあ私も従前にそういう仕事についておったわけでございますけれども、いわゆる現在滞納処分されておる方、相当古くからのいわゆる言葉は悪いんですが、処分し切れない滞納者というのが相当あるかと思うのです。それで、地方税法上のいわゆる滞納処分の執行停止ですか、その条項、その部分に恐らく処分する財産等がなくなった場合という条項があるかと思うのですが、そういう観点からいわゆる累積する滞納者、世帯、そういう部分の執行という、滞納処分ですね、執行停止を大幅にかけるといっておかしいんですが、そういう意味で大きく分析をして整理する必要があるのではなかろうかというふうに思っておりますが、その辺、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木春光君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 滞納の件数につきましては、恐らく国保だけで1,000件は超えているだろうと。23年度の現年分の未収額がそのまま滞納に落ち込みますと、累積の滞納が2億6,000万円から7,000万円ぐらいにはなるかと思えます。今回、震災を受けまして、佐藤委員がおっしゃるように、執行停止の要件の中に処分する、差し押さえをする財産がないと。財産がないということは、要は震災欠損というものをつついて緩和というのはおかしいですけども、事務を効率的にもっとスピーディーにというようなお尋ねかと思えます。本件については、昨年、宮城県の滞納整理機構といろいろ話をしまして、これは当町だけではございませんので、宮城県の機構として被災した沿岸市町村に対して当然土地家屋が流失して差し押さえるべき財産がないわけですから、これに対して統一した考え方を持って24年度以降に滞納処分をしましょうというような相談をいたしております。したがって、相当数の方がまず物理的な差し押さえ事案がなくなるということは間違いのないと思えますが、ただし、現金、預金という部分にも当然徴税吏員は着目をして調査をしなければなりませんので、一概には言えないんですけども、そういう固定資産と流動資産と両面から調査をかけてい

くということは必要だと思っておりますし、24年度からはそういう体制を敷くつもりであります。

○委員長（鈴木春光君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 わかりました。いずれにせよ国保世帯というのは、ご案内のとおり相当そういう中層階級、あるいは低所得者層、あるいは老人世帯とそういう部分まで及ぶものでございますので、どんどんこういう状況が進むとますます滞納がふえていくというのはこれ絶対でございます。したがって、いわゆる不良債権者と言うと言葉がこれまたおかしいんですが、そういうものをやはり早いうちにどんどんチェックをしながら、把握をしながら整理できるものは整理するというとおかしいですが、いわゆる滞納処分の執行不能なものについては、いわゆる3年という期限がございますので、いわゆるそういう処分をしてそういうどんどんと不良債権を落としていくという方策も、当然我が町だけじゃなくていわゆる滞納整理機構との絡みもあるわけでございますが、そういうものをいろいろ協議をしながら、そういう部分は処分というか整理をしていっていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○委員長（鈴木春光君） 次に。阿部委員。

○阿部 建委員 167ページの4項の出産育児一時金、昨年と同額の見積もりですけれども、昨年、本年35人というような説明がありました。23年度のおおよその出生と申しますか出産の数がわかっているんだろうと思っておりますけれども、何人ぐらいになっているかですね。

それから、南三陸町、国保関係だけが35人ということでしょうが、そのほかには大体何名ぐらい出生するんだろうなとそういうふうに考えますので、社会保険関係、それらについてですね、説明をお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） この部分につきましては、国保加入者という部分の出産の数なんですけれども、23年度につきましては35人と今数えてございます。一応、23年度中に母子手帳などを交付された国保加入者ということで、出産する時期が24年度にずれ込む、ことしの4月とか5月に生まれるという方がたしか3名だか4名いらっしゃることなので、差し当たって年度内に出産を終えられる方が30名ぐらいなのかなというふうなことでとらえております。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 町全体での出生者数というようなことでございますが、母子手

帳の交付者の数なんですが、3月現在で60名でございます。

○委員長（鈴木春光君） 阿部委員。

○阿部 建委員 そうすると、この今の説明では母子手帳を渡していても3名から4名は24年度出生ということなんですが、この数の数え方、順繰りなわけだからね、やはりそうすると32名とかという数字になるのではないかと思います、24年度に出生する人は24年度分とどういう計算するんですかね、これはね。どういうふうな計算で見積もりを立てるのか。そうすると60名、全体でね、60名。そうすると、出産については大体横ばいといいますか前年度並みのように推移をしているというような判断でよろしいですか。それらの考え方。

それから、168ページの葬祭数については約3倍ほど。これは、やはり課長説明したとおりでしょう。なぜこういう質問をするかという、亡くなる人だけがどんどん多くなって出生がこれは少ないのかなど。何人ぐらいなんですか、この葬祭者の関係は。それらについて伺いしたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 出産の数につきましては、委員おっしゃるとおり、これは開けてみないと24年度に何名お産をするかというのはわかりませんので、23年度と同じ人数で見積もりをさせていただいたということでございます。

それから、葬祭費の件数でございますけれども、145人分を見積もりをいたしました。お一人当たり5万円ということで、5万円掛ける145ということで、これもあくまで国保加入者の死亡に係る葬祭費の支出というものでございます。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 出生者数、いわゆる子供さんでございますけれども、ここ数年100名前後で推移しておりましたので、23年度に60名ということは、三、四十人ほど減っているということになります。

○委員長（鈴木春光君） よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

次に。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（鈴木春光君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第35号平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算の細部説明を求めます。担当課長、税務課長。

- 町民税務課長（阿部俊光君） それでは、後期高齢者特別会計予算細部説明をいたします。

184ページの明細書をお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、本年1億5,100万円、前年と比較いたしましてマイナス1,630万円でございます。歳出も同額でございます。

次ページ以降、歳入歳出の主要な部分についてお話をさせていただきます。

後期高齢者の会計につきましては、ご存じのとおり高齢者の保険料、それに公費を加えたそのお金を全額宮城県の後期高齢者広域連合会の方にお支払いをして、そして連合会の方で一般財源として医療費等に使用していただくという流れでございます。

1款の保険料でございますが、本年度1億354万円、前年と比較しまして2,000万円ほどの減収でございます。

それから、3款の繰入金でございますが、本年4,645万5,000円、前の年と比べまして345万6,000円の増額でございます。これは、軽減などに係ります保険基盤、財政安定の繰り入れの基準でございますが、その部分がふえたという内容でございます。

189ページの歳出でございますけれども、ただいま歳入で二つの款について説明をした金額をほぼそのまま広域連合の方に1款の納付金という形で1億4,989万6,000円を納付して医療費財源に充てていただくという内容でございます。

以上、細部説明を終わります。

- 委員長（鈴木春光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。どうぞ。大瀧委員。

- 大瀧りう子委員 国保税、ことしは、24年度は据え置くということで上げないということなんです。この後期高齢者医療費、これは既に4月1日から上がるということが報道されてお

りました。東北6県で青森、岩手、それから福島なんかは据え置きになっているのに対して、宮城県はかなりの率で0.98%ですかで上がったと。値上げ率は2,246円、7万5,417円、これが報道されておりました。この宮城県でどうしてこんなに高い保険料上がったのかと、そういうことでちょっと疑問に思っておりますので、説明をお願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 後期高齢者の税率につきましては、県の広域連合の方が歳入歳出の予算を組みながら、2年に一度ずつ適正な税収を確保するというのでやっております。それで、24年度、25年度の2カ年分の保険料について試算をしたところ、やはり高齢者の数、特に都市部での医療費の負担が非常に大きいというようなことがまず大きな要因となっているそうです。それに対して、若年層の支援金の部分がやはり若者の所得が減っておりますので、なかなか支援が追いつかないとそういうふうな事情もあるということでした。今回、2月でしたか、県の広域連合の議会において議決をされまして、委員がおっしゃるような負担ということになりました。他県の状況につきましては、それぞれの連合会の財源計画の中でやっておられるというふうに思いますので、宮城県の連合会についてはそういう状況だということをご理解をいただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 まあこの東北6県のうちで本当に被害の大きかった宮城県、これが本当に2年に1回ずつ広域的に連合の中で保険料が上がるということは私もわかるんですけども、何でこんな被災地に負担がかかるようなやり方をことし宮城県はしなくちゃならなかったのかと私は非常に疑問を持っていましたので、これを取り上げました。広域的なやり方というか国保税は町でやると。それから、後期高齢者は広域的にやると。だから、今課長の説明でも、高齢者の、都会でふえているのにこちらの方にも保険料は一律に上がるんだとそういう説明でした。私はとてもそういうのは納得いきませんが、本当にこの被災地で困っている高齢者に保険料7万5,417円ですか、こんなにも負担がかかるということは本当に私は気持ちが重いです。

町長、9月までは後期高齢者医療費も窓口負担はないわけですが、ぜひこれはもっと引き続き医療費の無料化を進めてほしいという願いを持っているんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 国保も含めて、社保も含めてなんですけど、医療費はご案内のとおりでござ

ございます。そういった中で、今ご案内のとおり大変負担が大きいというお話でございますので、確かに被災地におきましてはそういう思いをいただくということも正直理解もできます。その辺につきましては、私どもとしても、いろいろな立場の折にその辺のお話はさせていただきたいというふうに思いますが、基本的にはただこれは広域連合という一つの組織体の中で決定している事項でございますので、そこはそれとしてやっぱり我々としても理解をしなければならぬという現実もございます。そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第36号平成24年度南三陸町介護保険特別会計予算を議題といたします。平成24年度南三陸町介護保険特別会計予算の細部説明を求めます。担当課長、保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、介護保険特別会計の説明をさせていただきます。

196ページ、197ページをお開きください。

本年度予算額でございますが、14億6,100万円ということで、前年度より1億1,900万円の減額というようなことで予算編成をさせていただきました。震災以来、介護施設も被災して、介護サービス、もとの状態に戻っていないというようなことで、介護を必要としている方がふえてはいるものの、伸びは見込めないだろうということでこのような予算編成となっております。また、介護保険制度がこの24年4月から改正されまして、介護報酬が1.2%アップになります。その内容につきましては、居宅が1.0、それから施設が0.2というふうな内容でございますが、居宅サービスというふうなことでございますが、震災で家がなくなっていると、それから施設につきましても完全復旧には至っていないということから、今回の予算には大きく反映することはないだろうということの判断をさせていただいております。

それでは、198ページ、199ページをお開きください。歳入でございます。

保険料というふうなことで、2億20万6,000円というところで147万2,000円の減というようなことでございます。これにつきましては、実際今回の被災によりまして、対象者いわゆる被保険者が減っております。今回、見込みで約200名ほど減るだろうというような予定で組んでおります。そのための減額というようなところでございます。

それから、3款の国庫支出金につきましても、2億4,446万5,000円というようなことで294万7,000円の減を見込んでおります。

それから、次のページ、3款国庫支出金につきましても、同じく1億1,808万8,000円というところで、これもまた減額というようなことでございます。

4款につきましても、これは2号被保険者に係る分ですが、いずれも減額というようなことの予定の計上になっております。

それでは、次のページ、200ページをお開きください。

5款、6款につきましては、記載のとおりであります。

7款の一般会計の繰入金ですが、これにつきましても、1,640万円ほどの減額と。これにつきましては、ここに書いてありますとおり職員給与費の減によるものでございます。

それから、2項基金繰入金でございます。財政調整基金の繰入金、7款の財調の方でございますが、3,928万1,000円、これも4,986万円の減額というようなところでございます。

それから、2目で、ここで介護保険事業安定化基金繰入金が無目というようなことになっておりますが、前回たしか申し上げたと思うんですが、第4期の介護計画が終了いたしまして、今年度から本来であれば24年度から第5期というようなところでございますが、国の基金そのものが底をついたということで今回無目というような形になりましたので、申し添えます。

それから、202ページ、9款諸収入につきましては、記載のとおりであります。

203ページ、歳出でございます。1款総務費でございますが、1,031万8,852万7,000円でございますが、これも職員の人件費に係るものでございます。

それから、一番最下段になりますが、13節の委託料というようなことで、第5期の介護保険事業計画策定委託料として今回300万円を計上させていただいております。

204ページでございます。2項の賦課徴収費でございますが、これにつきましても、増額にはなっておりますが、これにつきましては電算委託料による増額というようなことになっております。

次に、3項の介護認定事業費でございます。

これにつきましても、職員の賃金分が301万7,000円ほど減額になっておりますが、これにつきましては、職員の賃金分、これは緊急雇用に振りかえをしたというようなことで、職員賃金分が減額でございます。

次に、205ページでございますが、2款の保険給付費、それから第1項の介護サービス等諸費でございますが、これにつきましても、これは法定給付科目というふうなことでございますので、ご覧をいただければと思うのですが、大きく減額となっているというふうなところの説明をいたしますと、一番大きく減額になっている1億2,000万円減額の居宅介護サービス給付費、これにつきましても、やはり居宅での介護サービスが受けられないというふうなそういう状況にありますことから大きく減額というふうに見込んでおります。

それから、ここで地域密着型の介護サービス給付費の2,500万円ほど増額、あるいは5目の施設介護サービス給付費は3,600万円の増額となっております。これにつきましては、逆にそちらでの施設でのサービスを受けるように、移行になるだろうというそういう予想のもとでございます。

206ページ、お聞きください。

これにつきましても、法定給付項目というふうなことで記載のとおりでありますけれども、1目の介護予防サービス給付費、それから7目の介護予防サービス計画給付費について、サービスを受ける状況が整っていないというふうないわゆるデイとかヘルパーの関係ですかね、それが減額になるというふうな予想でございます。

それから、207ページでございますが、4項の高額介護サービス等費でございますが、800万円ほどの減というふうなことで、これも減額を見込んでおります。

それから、5項、6項、すべて減額というふうなことで見込んでおりますが、理由といたしましては、今回、高額介護サービスというふうなことは、いわゆる上限額を超えた分というふうなことになるわけでございますが、それは元来生活保護者等の方が上限額を低く設定されているということでございますが、24年度の場合、生活保護者の方が若干減っているというふうなことになりますので、その分が減額になるというふうなことでございます。

では、208ページをご覧ください。

3款1項の介護予防事業費の高齢者介護予防事業費762万3,000円の減額というふうなことになっておりますが、これにつきましても、人件費の減額でございます。

真ん中、中段あたりになりますが、報償費、講師謝金というふうなことで30万円計上させていただいておりますが、これにつきましては、生活不活発病予防教室等を行うというふうな

ことで計上させていただいております。

それから、下段の13節の委託料につきましても、介護予防教室委託料というようなことで、これにつきましては2次予防高齢者、いわゆる要介護者、その方々を対象にした介護予防教室の分というようなことでございます。

それから、209ページをお開きください。

こちらはケアマネジメント事業費でございますが、同じく8節に報償費で40万8,000円というようなことで計上させていただいておりますが、これにつきましては、認知症相談というようなことで計上させていただいております。

任意事業費の報償費につきましては、30万円計上させていただいておりますが、これは家族会等の研修会等の謝金を計上させていただいております。

210ページでございますが、任意事業費の20節扶助費でございますが、家族介護用品支給事業というふうなことで、これはおむつの支給でございます。約40名分というようなことで想定をしております。

4款の基金積立金につきましては、記載のとおりでございます。

5款、6款につきましても、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 開議

○委員長（鈴木春光君） 再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 1点目は201ページの介護保険事業安定化基金繰入金のところが無目になっております。先ほどの課長の説明ですと、第4期が終了しまして、この安定基金の中で底をついていると、そういう面で無目にしたとそういう説明でしたけれども、今後、どうするのですか。無目はそのままになっていて、この安定基金というのはそれなりの成果というか需要していたと思うのですが、その辺の考え方というかそれはどういうふうになるのか1点お

聞きいたします。

それから、先ほどから説明がありまして、この災害がありまして施設も壊れたと、そして働いている人たちも大分被害を受けたということで居宅介護サービスが特にひどいと、サービス受けられなかった方たちが多くとそういう中で、今後、デイサービスが復活するという話も聞きましたけれども、そういう点で居宅介護サービスのそういう動向、どの程度まで復活するのか、またそこで働く従業員、ヘルパーさんも含めて充足されるのかどうか、その辺をお聞きいたします。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、安定化基金のいわゆる廃目の関係でございますが、先ほど申しましたように、国の方の安定化基金につきましては、精算して各自治体から返還される分がありますのでその分は残りますが、国からの安定化基金というようなことは5期においては想定はありません。それがどういうふうに移行になるかといいますと、これは今度県の安定化基金というのがございますので、そちらの方に移行になるんですが、これについても、5期で多分ほぼなくなるだろうというふうなことでございます。5期を想定してうちの方にも約5期として850万円ほどの安定化基金が来る予定になっておりますが、これにつきましては5期で改めてということようなことでございますので、その際にまた計上したいと考えております。

それから、デイサービスが今回復活するというようなことで、一般会計の方で県の事業というふうなことで9,000万円、3,000万円が上限で3カ所というふうなことのお話をさせていただいておりますが、ヘルパーにつきましても、今その事業者の方で一生懸命当たっているというふうな状況なので、何とか充足をさせたいと。基本的には3カ所一気にというふうなことではなくて、1カ所ずつできれば復活をさせていきたいというそういう意向のようでございますので、その間に人員的なことも含めて手当をするということでもございましたので、町としてもその辺のご協力はしたいというふうな考えております。以上です。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 けさの河北新報にも介護保険料5,000円台になったと、4分の3がそういうふうになったということで、国の方針では、安定化基金の中から繰り入れして保険料を上げなくてもいいんじゃないかという方針が出されまして、それで今ちょっと安定化基金のことを聞いたんですが、今850万円ですか、国の方から安定化基金5期に向けて来るとそういうことで、けさの新聞を見ているとその安定化基金を取り崩しても本当に月額50円とか121円と

かというような少額ではないかというようなこの試算がされているんですが、町としても介護保険料をこしは上げないと前回課長の方からお話がありましたけれども、これ、5期また来年度5期につけて保険料上がる計算になると私は思います。下がることはないと思うんですが、そういう点でこの安定化基金というものを国の方針どおりやっぱり利用しながら保険料上げない方がいいんじゃないかというのが私の考え方なので、その辺を確認しようと思って今この安定化基金のことをお尋ねしているわけです。そうしますと、今回はゼロだけでも、また復活する可能性はあるということなんでしょうか。その辺をもう一度確認したいと思います。

それから、デイサービスについては3カ所をやるということで予算化されましたけれども、本当にデイサービスに行けない方たちもぜひまた回復してほしいというような話をされておりましたし、これはいいことだなと思っていますが、肝心の働く人たちが果たして充足されるのかなという心配をしております。課長の方でどれぐらいの人数というか細かいこと、詳しいことはもう把握しているんでしょうか。その辺、もう一度お願いします。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 安定化基金につきましては、歳出の方でも210ページをちょっとご覧ください。そこの一番最下段に介護保険事業安定化基金返還金というようなことがございます。ここに166万円。これは、国の方から4期分として町の方に來た事業を全部終了して精算した結果、166万円ほど返さなきゃないと、国の方に。この安定化基金のいわゆる返還金なんです。ですから、国の方では一たんその中で基金に積んでいた分を各自治体に全部配分をしたわけですが、その分の余った分が若干戻った分しかあと残らないというようなそういうことになりますから、国の方の多分試算についても、それだけしかもう残っていないというようなそういう状況でございますので、この安定化基金に頼るのはちょっと今後当てにはできないのかなというように考えております。前にもお話をしたと思うんですが、そういう形で国の安定化基金を最初に取り崩して、今後それが県の方でも基金を持っていますので、その基金を5期でそれも取り崩すというようなことでございますから、町としてはその基金を当てにするのではなくて、やはりどうしても5期の計画を早く策定をして、介護保険料そのものは若干上げなければ6期のときに一気に上げなければならないとそういう状況になりますので、先ほどもお話をしましたが、5期の介護計画を今年度中に策定をして、できれば25年度に何とか5期の計画に基づいた適正な介護保険料にしたいとそういうふう考えております。

それから、デイサービスの方につきましては、先ほど言いましたが、1カ所3,000万円が上限というようなことで、余り大きなものではございません。ですから、1カ所当たり受け入れの定員とすれば10人未満になるのかなというふうなことを考えております。仮設でございますので、それですつつなぐというふうなことではなくて、本来のデイサービスに戻っていただくというのがその姿だとは思っておりますが、とりあえずは今デイサービスがないというようなことで困っているのは間違いございませんので、それに基づいて職員の方も一緒に配置をしていただくというふうなことでそちらの事業所にはお願いをしているとそういう状況でございます。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 この資料によりますと、安定化基金、全国では2010年には2,760億円のため込みがあるとそういう試算もされておりますので、でも配分がこれぐらいだと、今課長の説明ですね。さらに、もう本当に私はこれを取り崩しながら5期の介護保険上げなくてもいいんじゃないかなんてこう安易な気持ちでございましたのでね、ぜひ本当に介護保険高いという声が随分聞こえますので、これは何とかして保険料を上げないふうとかそういうものを考えてほしいなと私は思っておりますので、その辺、どうしても上げなくちゃいけないという今の課長の答弁ですので、そういう工夫もぜひしてほしいなと思っております。

それから、デイサービス、まず1カ所ぐらい最初にやるのかな。まず、ヘルパーさんとかそういう従業員の数は何とかなるようなお話ですが、ぜひこれ本当に高齢者の生きがいにもなりますので、デイサービスはね、ぜひこれを実現するためにも町としても支援してほしいとそう思っております。以上です。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決定されました。

次に、議案第37号平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計予算を議題といたします。  
平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計予算の細部説明を求めます。担当課長、保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、居宅介護支援特別会計の方の説明をさせていただきます。223ページ、224ページをお開きください。

今年度予算額でございますが、2,520万円というふうなことで860万円の減というふうなことになっております。

225ページ、226ページでございます。

歳入でございますが、1款1項1目の居宅介護支援手数料ということで、550万8,000円というふうなことで、1,177万2,000円の減でございます。これにつきましては、前にもお話ししたと思うんですが、民間のいわゆる居宅介護の支援事業者が復活をしているというふうなことで、そちらにケースを逆に言うと回しているというふうな状況でございます。

今後は、調査に重点を置くというふうなことにしておりますので、その分の手数料も減るというふうなことでございます。現状を申しますと、月約18件ほどというふうなことでございますので、それで多分24年度は移行するのだろうというふうなことでございます。

2款の1目の一般会計繰入金につきましては、減額に伴いまして1,968万9,000円というふうなことで、317万2,000円の増というふうなことになります。

それでは、227ページ、歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費でございますが、これにつきましては2,407万9,000円というふうなことで、788万2,000円の減でございます。これにつきましては、職員の給与費の減というふうなことになります。

それから、2款につきましても、すべて減額というふうな措置をさせていただいております。

3款につきましても、以上のおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（鈴木春光君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行っていただきたいと思っております。

それでは、質疑に入ります。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 この震災で民間事業者も大分痛手を受けまして、かなり事業が再開できない

というのが長いこと続いたわけですが、そうしますと、今、月18件ぐらいで委託、民間の方たち動いているという話なんですが、需要と供給ですか、そのバランスというかそういう点では十分になっているのかどうかというのをお聞きしたいなと思います。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 18件というのはうちの方の件数でございますが、民間の方につきましては通常の状態に戻っているといえますかそういう状況になります。ちなみに、昨年度といえますかケアプランの作成の件数につきましては、22年度で約1,500件ほど本町の居宅の方で持っておりました。今回、そのケアプランの分を民間にほとんどお返しして、今の状態ですと大体年間で250件ほどしか予定でならないとそういう状況になります。先ほども言いましたが、民間の事業者さんがほとんどもうもとに戻って事業を再開しておりますので、そちらに回しているとそういうことでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 何人かというか何事業があったんですが、その方たちに全部戻っているということなんですね。そうすると年間250件、このケアプラン作成、250件と言いましたか。22年度は1,500件なんですけれども、その辺のちょっと私数字的なことが今ちょっとわからなかったのもう一度その辺お願いします。

そうしますと、とにかく通常に戻っていると。ケアプラン作成には不自由しないと、申請どおりやっている。それから、最初のころはなかなか認定がおりなかったという不満、あれもありましたけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 250件というのは、町の居宅介護支援センターが行っている件数でございます。ですから、1,500件あったのが250件に減っているということは、逆に言うとそのケースをすべて民間の方にお渡しをしているということでご理解をいただきたいということでございます。

介護認定につきましては、当初なかなかおりなかったというのは前にもお話をしましたが、周りの3市に、大崎市、登米市、栗原市に委託をしていて、そちらでやっていただいたというところがございますが、その後、もとの状態に戻りまして本町でやっておりますので、上げている分につきましては、介護認定についてはスムーズに進んでいるというふうなことでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○委員長（鈴木春光君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木春光君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木春光君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木春光君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第38号平成24年度南三陸町市場事業特別会計予算を議題といたします。平成24年度南三陸町市場事業特別会計予算の細部説明を求めます。担当課長、産業振興課長。

○産業振興課長(佐藤 通君) 細部説明をさせていただきます。241ページ、242ページをごらんください。歳入でございます。

1項使用料の1目卸売市場使用料でございますが、本年度は521万円を見込んでございます。説明の方に卸売市場使用料500万円と、これは水揚げ金額の0.5%を見込んでおりますので、24年度は10億円ほどの水揚げ金額を見込んでございます。

それから、貸事務所等の使用料ということですが、これは仲卸業者、いわゆる漁協の事務所の使用料でございます。これ前年度と比較いたしますと388万4,000円ほど減額になってございますが、主に水揚げの見込み額でございますが、23年度は16億円ほどを見込んでおりましたし、それから貸事務所に関しましては、被災しました市場の方の貸事務所の方が広うございましたので、その金額を多く見込んでいたというその差額でございます。

それから、3款の繰入金でございます。一般会計からの繰入金を本年度、1,683万7,000円ほどを見込んでございます。

次に、歳出でございます。243ページ、244ページをごらんください。

まず、1款の市場事業費1項市場事業費でございます。1目の市場管理費で452万6,000円ほどを見込んでございますが、前年度と比較いたしますと379万3,000円ほどが減額になってございます。これは、あくまでも今回は仮設の市場を見込んで運営しておりますので、県管理の施設でございますが、土地でございますが、ここの漁港施設の占有料ですとか、あるいは工事費ですとか、それらを減額した関係でこの金額が減額となっております。

それから、244ページの方の2款の公債費でございます。これは、被災してしまいました旧市場の公債費でございます。今年度は元利合わせまして1,779万4,000円を計上してございます。その償還の最終は平成32年9月という、現在の計画ではそうなってございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（鈴木春光君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑どうぞ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第39号平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算の細部説明を求めます。担当課長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは、漁業集落排水事業の細部説明をいたします。

256ページ、257ページをお開きください。

その前にでございますが、漁集排はこれまで袖浜処理区46件、波伝谷処理区78件、計124件収入での施設使用料年間約700万円の収入で維持管理費の約7割を賄っておりましたが、昨年の震災後は波伝谷処理区は施設、家屋ともに壊滅状態でありまして、袖浜処理区の26件だけで年間の施設使用料、下水料金分ですと120万円ぐらいの見込みで予算計上しているところでございます。維持管理費の約3割ぐらいしか賄われない状態でございます。

2款の歳入でございますが、1目排水処理施設使用料、ただいま申し上げましたように、使用件数の減に伴う減でございます。

2款の1目災害復旧費補助金でございますが、漁業集落排水処理施設災害復旧費補助金で

ざいます。事業費7,346万円の80%でございます。

4款繰入金は一般会計から繰り入れてございます。

それと、7款町債でございますが、災害復旧債1,320万円でございますが、これは事業額7,344万6,000円の80%が補助でまいります。ただいま挙げりました5,876万円を差し引いた1,469万円の90%を起債として起こすものでございます。

次に、258ページ、259ページをお開きください。

歳出でございますが、1目の漁業集落排水施設管理費でございますが、前年度までは人件費が計上されておりましたが、今年度、災害復旧事業実施のために公共下水道の人件費一人分をこちらに計上いたしましたものでございます。それと、維持管理費の予算計上でございます。

2款の災害復旧費でございますが、ただいま申し上げました排水施設災害復旧費でございます。15節の工事請負費は袖浜浄化センター災害復旧費工事で、これが災害査定請求書に基づいた工事費でございます。

3款の公債費につきまして、元金並びに利子の償還の分でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。星委員。

○星 喜美男委員 波伝谷の施設は壊滅的な被害を受けたということで、袖浜の施設の災害復旧費は計上されておりますが、波伝谷はもう復旧は不可能なんですか。どういった状況なんでしょう。

○委員長（鈴木春光君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） 以前に9月でしたか、この関係の機関の方からも下水道も含めまして今後のことについていろいろとご相談等したんでございますが、ご案内のとおり現状があのように被災を受けまして、家屋も全くなっておりますので、管渠そのものももう壊滅状態でございます。今後のことにつきましては、復興計画並びに土地利用計画に基づいていろいろと上の方とも相談しながら進めていきたいと思っております。

○委員長（鈴木春光君） 星委員。

○星 喜美男委員 今のところはっきりしていないんですが、波伝谷の集落そのものも高台の集団移転ということで、どうもあの周辺に集団移転ということを希望しているようであります、その際にはこれは復旧できるということで、利用できるということでよろしいですか。

○委員長（鈴木春光君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） その点につきましては、今後、費用対効果、合併浄化槽、それらも踏まえながら、全体の工事費、それらも波伝谷処理区が復活した場合と合併浄化槽をした場合の費用対効果ですか、それを十分にして、あとそれから今後の維持管理というものも踏まえまして、それらを検討して進めたいと思っております。

○委員長（鈴木春光君） 次に。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第40号平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算の細部説明を求めます。担当課長、上下水道所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは、公共下水道当初予算の275ページ、276ページをお開きください。

その前に、先ほどの漁集の方にも申しましたが、現在の公共下水道の状況を報告したいとお思います。これまで公共下水道は、志津川処理区451件、伊里前処理区248件、計699件で事業を運営してまいりましたが、両処理区でこれまで月330万円平均、年間にいたしますと約4,000万円ほどの料金収入で維持管理費の約97%を賄っておりました。これは人件費とか所管分を除いた部分でございますが、志津川処理区は現在壊滅状態で町並みがおのとおりになくなって現在休止状態でありまして、伊里前処理区におきましても、町なかには家屋がなくなって

おり、被災を受けなかった家屋99軒が使用している現状でございます。月47万8,000円ほどの下水道料金で、年570万円ぐらいで維持管理費の約45%を賄えるだけの状態となっております。

それでは、歳入でございますが、2款使用料及び手数料ですが、ただいま申しましたように、下水道使用料使用件数の減に伴います減でございます。

すみません。次のページ、278ページの歳出の方をお願いいたします。

1目の下水道総務管理費でございますが、先ほど漁集の方に人員が一人回ったことによります人件費減に伴うのと、それと事業費委託料の減による分の維持費の分の減でございます。

それから、279ページ、2款の下水道事業費でございますが、1項の特定環境保全公共下水道施設管理費508万8,000円の減でございますが、これは施設維持費、管理費の減に伴うものでございます。

それから、公共下水道施設管理費、先ほど申しましたとおり現在廃目ということで、志津川処理区につきましても、今後の復興計画、土地利用計画に基づきまして、それらを具体的なところまで一応休止ということで廃目しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。佐藤委員。

○佐藤宣明委員 公共下水道会計でございますが、ただいま所長からる説明あったわけでございますけれども、志津川は壊滅の状況で休止なんだと。それから、歌津は99軒ぐらい使用しているという実態だということでございますが、特に志津川地区でございますが、所長の説明どおり壊滅状態というものは一目瞭然であります。それで、現在終末処理場がありますけれども、あれが今後どうなっていくのかです。例えば、今後集団、いわゆる防集事業ですか、これが進んだ場合に、例えば集落ごとの集団排水事業といいますかそういうものの展開も予想されるんだろうし、今後あの終末処理場というのは活用できるのかどうか。あるいは、町長、施政方針で基本的な方針を早期に決定したいというふうな意向を持っておるようでございますけれども、それまで休止しておっても、あの施設そのものがいわゆる再稼働可能なのかどうか、そういう部分も含めて今後の見通しというか考え方をちょっとお伺いします。

○委員長（鈴木春光君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） 先ほどもちょっと触れましたけれども、以前に補正でも計

上いたしました。被災を受けなかった7件を合併浄化槽に切りかえて今しているわけですが、正直申しまして今マンホールとかの管渠を海水が行ったり来たりしている状態なんです。町並みの部分の暗渠ですね。マンホールポンプも制御盤も皆流されまして、3カ所あるんですけれども、それらもう壊滅状態なんですけれども、休止も上司、町長、副町長にも相談しまして休止ということにしたんですけれども、佐藤委員さんが申しましたように今後の復興、土地利用計画ですか、そして旭ヶ丘団地もございまして、それらの具体的な、その上には高台移転の部分もございまして、それらもいろいろと具体的に話になってきましたら、その部分もまた上の方とも協議したいと思っております。ただ、定期的に点検はさせていただくということで担当者とも話をしているんですけれども、その時点で全然だめだとならないような方向でちょっと機器等の点検等は進めていきたいなどは考えております。今申しましたように、復興計画、高台移転、それらを踏まえまして、再稼働、可能かどうかということですね。ただ、以前に担当者から聞きますと、旭ヶ丘団地のアンケートも公共下水道の場合、旭ヶ丘団地の方ではちょっと賛成の方々が少なかったということで、あの部分を処理区域に取り入れられなかったというお話は聞いております。それらも含めまして、それらの部分をもう一回アンケートなど調査をいたしまして、合併浄化槽でなくて公共下水道に加入するかどうか、それらも踏まえながら今後検討していきたいと思っております。

○委員長（鈴木春光君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 いわゆる点検というかそういう形だけで大丈夫なんですか、施設そのものが。その辺確認します。

○委員長（鈴木春光君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） 維持管理は業務委託していますが、震災後もでしたけれども、発電機をリースしまして、ちょっと受電設備が損壊しておりますので、発電機をリースしてこれまで稼働していた経緯もございまして、それらに伴いましてそれらを随時点検しながら、機械に支障がないような方法で進めたいと考えております。

○委員長（鈴木春光君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 あれだけの施設でございまして、中期的なそういう考えもあるのですが、ひとつその保持、維持というか万全を期していただきたいと。

それで、町長、いわゆる上の方と協議をしながらという所長お答えでございまして。町長の考え方として、今後どういうふうに方向づけをするのか、考えがありましたらお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり高台移転控えております。そういった事業を進めながら、現在の施設については総合的な判断を最終的には下さざるを得ないだろうというふうに認識をいたしてございます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時といたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○委員長（鈴木春光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

及川 均委員が着席しております。

議案第41号平成24年度南三陸町水道事業会計予算を議題といたします。平成24年度南三陸町水道事業会計予算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは、水道事業会計の細部説明をいたします。

289ページをお開きください。

議案の部分でございますけれども、業務の予定量の部分でございますが、これらについてちょっとご説明したいと思います。本年度は、給水件数4,126件、前年度は5,720件でございましたが、件数的には28%の減でございます。年間総給水量、1万7,000飛び2,000立方メートル、前年度226万9,000立方メートルで25%の減を見ております。それから、1日平均給水量4,663立方メートルでございますが、前年度6,216立方メートルでこれは同じく25%の減と見込んでおります。

4の主要な建設改良事業でございますが、本年度は被災によります配水管災害復旧事業費といたしまして1億300万円、それと弘川ダム建設事業負担金329万2,000円でございます。弘川ダムも事業も今年度で終了ということで、事業負担金は今年度で終了するものと思われまます。これまでは老朽管更新事業とか配水施設事業を行ってまいりましたが、災害によりまして配水管災害復旧事業ということで今後とも進めていく予定でございます。

それでは、308ページをお開きください。

その前にまことに申しわけございませんが、1項の営業収益の説明の部分でございますが、一けた、数字、1,800万円がこれは1億8,000万円の間違いでございますので、下の部分の1,200万円も1億2,000万円の間違いでございました。申しわけございませんが、ここ訂正ひとつお願いいたします。

給水収益3億円、前年度3億9,000万円だったんですけれども、24%の減でございます。

それから、3目のその他営業収益でございますが、前年度から見ますと77%の減でございます。

それから、雑収益の下水道使用料等徴収事務受託、下水道件数減に伴います減でございます。

それから、支出の方でございますが、1項の営業費用1目の排水及び給水費でございますが、これは施設の維持管理費、それに伴う経費でございます。

2目の総係費、これは人件費並びに事務費を計上しております。

次のページ、310ページをお開きください。

2項の営業外収益でございますが、1目の支払利息及び企業債取り扱い諸費でございますが、そのほかで借入金利息500万円ありますが、これは一時借入金5億円分の利息を見込んでおります。

次のページ、312ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございますが、1項の企業債でございますが、1目企業債900万円ほど見込んでおります。これは災害復旧工事費から補助分を差し引いた額を借り入れるものでございます。

それから、4項の補助金でございますが、国庫補助金弘川ダム負担金と配水管災害復旧工事費でございます。

それから、一般会計補助金でございますが、これは配水管災害復旧工事費の部分でございます。

それから、支出でございますが、1項の建設改良費といたしまして、工事請負費1億円、こ

これは配水管災害復旧工事費でございます。それに伴います委託料、それから負担金、ダム  
の建設工事共同の負担金でございます。

それから、2項の企業債償還金、これは企業債償還元金でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入、支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの  
と決定されました。

次に、議案第42号平成24年度南三陸町病院事業会計予算を議題といたします。平成24年度南  
三陸町病院事業会計予算の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、病院事業の会計に伴います細部説明を行  
います。

338ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出ということで、運営の経費でございます。今回につきましては、入院収  
益につきましては米山病院の病棟の方の収益ということで、もうここに記載してあります1  
日平均、一般病棟の方は24人、療養病棟は12人ということで、その収入を見ております。一  
般病棟につきましては、37床現在あります。療養病棟は12床ということで、療養病棟は100%  
の稼働率というふうに見ております。

それから、外来収益につきましては、一応米山の病院の方も外来やっていますのと、それか  
らこちらの診療所の方の外来ということで、1日平均として医療で200人、介護で3人という

内容で見ております。

その他医業収益としましては、予防接種とか診断書料とかというものを見ておりまして、医業収益として6億4,700万円ほどを見ております。医業外収益につきましては、一般会計の方から定例的に2億5,000万円ということで繰り入れをしてもらっていますので、これは今年も2億5,000万円ということで、23年と同額を見ております。

次ページの339ページの支出でございますけれども、支出につきましては、医業費用として給与費につきましては職員75名の一応給与費に伴うものでございます。

2目の材料費につきましては、病院等診療所に係ります薬品、それから診療材料、給食に係ります経費を計上してございます。

3目の経費につきましては、一番大きいのが次ページの340ページですけれども、これも一応2カ所に伴う診療に係る経費を計上してございまして、委託料の1億1,000万円、これにつきましては給食、滅菌とか病院の委託に伴います経費を計上してございます。

下の方の諸会費の2,000万円という内容になっていますけれども、この2,000万円につきましては、負担金として米山病院分の経費につきましては電気代とか水道料金などはどうしても米山の診療所の方と分割ができないということで、請求が一緒になって米山の診療所に入るといことで、それを患者数とか面積とかの案分をしまして、その分の負担金としてこちらの病院分を米山診療所の方に納めているという内容でございます。

それから、341ページの方は減価償却費、前年度、23年度は減価償却、22年度のやつでなくなったんですけれども、23年度に今回仮設診療所、それから医療機器を買いますので、その分の減価償却をここで見ております。あとは、記載のとおりでございます。

次ページの343ページの方をお開きいただきたいと思っております。

343ページの方は、資金的収入及び支出ということで財産の関係でございますけれども、これにつきましては支出の方で企業債元金償還金ですか、この分を町からの出資金によりまして7,400万円ほど収入支出で計上しております。以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入、支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑どうぞ。三浦委員。

○三浦清人委員 24年度の病院会計の予算であります。震災によりまして2カ所での診療ということで、経費がかさんで経営が非常に難しいというお話は前から承っているところでありま

すが、この状況が新しい病院が建設されるまでは続くだろうという見通しでありまして、一日も早い新しい病院の建設というものも望むところでございます。

それはそれとして、この予算書を見ますと、24年度の累積欠損金の見込み額が約30億円という額になっておりまして、町からの繰出金といいますか一般会計からの2億5,000万円プラス資本的収入ということで企業債返還分7,470万円をプラスしますと、3億2,400万円の一般会計からの繰り出ししても、収入支出の収支を見ますと3億5,400万円の赤字だと。2億5,000万円、一般会計から最初から入れないとプラスになりますんでね、最初から約6億円ですかの赤字が見込まれるというような予算の概要であります。医業収益が6億4,700万円に対して、人件費ですね、経費の人件費が7億9,400万円と。要するに給料分医業収益でも稼ぎ切れないということなんですよね。それが1億5,000万円ぐらいオーバーするというようなこういう会計見込みといいますか、仕方ないと言えば一言で仕方ないということにもなりますが、さてさてそこが自治体病院の痛いところといいますか苦しいところということでね、不採算部門もなくてはならないということでこれまでも町長は再三にわたってどこの自治体病院も赤字なんだということになるわけでありまして、また、医者不足ということも一つの大きな赤字の要因になっているというようなお話ですとずっと来たわけでありまして、ただ、幾ら自治体病院だから仕方がないなというようなお話であります、何せ財政の豊かな町であれば、まあそのぐらいだらいいだろうということもあるんでしょうが、ただこの震災を受けまして、これから町民の方々が安心して暮らせるその生活の場、あるいは健康が一番大事なことなんです、ただ健康でいる方々も生き延びていかなければならない状態に今あるわけですよ、働く場、あるいは住むところ等々ですよ。それから、生活の糧になります第1次産業の施設の復興とかとですね、いろいろと皆さん苦しんでおるわけでありまして、これが5年、10年とこう続くわけでありまして、さてさてそういうときに果たしてこの医療の分野だけにこのような一般会計からの垂れ流しという言葉は余り当てはまらないかもしれませんが、いずれにしろ赤字に対して投入していかなければなりませんので、そういう形になるかと思うんで、その辺のところを新しい病院をつくる時に経営の内容というものをきちっとやっぱりここら辺で建てる前に計画をしておかなければならないんじゃないかなという感じをいたしております。立派な病院を建てて果たしてそれではお医者さんは来るのかなと、その約束はできるのかなという不安もあるわけですね。立派な病院つくったからお医者さん来てくださいと言ったっけ、はい、立派な病院になりましたから行きますよということになるのかなのか。その辺が疑問に思うところでもあります。今は、委託料として給食とか掃除とか

いろんな分野にわたって一部民営の方に委託をしているようですけれども、今後、町長、何と申しますか大局に立って民間の方に要するに委託と申しますか指定者管理、さまざまあるわけですが、そういった方向も考える時期ではないのかなという思いがします。と申しますのは、私、つい最近まで黒川の広域病院、指定者管理だと思わなかったわけっしや。新聞見て指定管理になっているなど。ずっと思ったのは、女川の町の病院も指定管理だということで、いろいろと内容を聞いてみましたら、やっぱり指定管理を受ける団体と申しますか法人、だれでもかれでもやれるわけではないですよ。私がやりたいからといって法人つくって指定管理の申請したって受けられるわけないわけです。やはり医業経営をしている、医療の経営をしている法人が指定管理をするわけでありまして、そうしますとやはり商売ということに立って経営というものに力を注ぐわけでありまして、やはりお医者さんも自分のところでやってお医者さんをどんどん黒字にさせるために投入するわけですよ。そうしますと、町長もお医者さんが来ない来ないと議会であれだけ毎回追求されて何やっているの、頑張ってください、本気になってやってくださいなんていつも質問されているわけですから、そういう心配もなくなるわけですよ。その方々が自分たちでやってお医者さんを投入するわけですから。そうしますと、町民の方々もよくなるわけですよ、お医者さんが来ますから。だから、そういう面でやはり自治体の病院の目的というのは、町民の健康、安心というのが一番大きな目的でありますからね、そういう面ではお医者さんがどんどん来ることによってそういう心配、安全な生活ができると、町民のためにもなるわけでありまして。そういう観点から、この辺で一部適用というんですかね、今までは、それを全適と申しますかそういったことで何らかの形でそういう経営方針というものを考える時期ではないかなと思うんですが、町長、その辺、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段の経営の部分からお話をさせていただきますが、確かに大変自治体病院の経営は厳しいということでお話をさせていただきましたが、しかしながら、ご承知のように、これまで不良債務の回収に取り組んでまいりまして、その債務も数年前に解消したと。そういった意味では職員の方々、あるいは勤務医の先生方にご協力をいただきながら、そういった経営改善を一定程度進めてきたという経緯がございます。しかしながら、今回の大災害におきまして、今ご指摘のような大変厳しい経営環境に陥っているということもこれは間違いのない事実でございます。前からお話ししておりますように、当院の今後の将来のあり方ということにつきましては、全適を含め、それから公設民営も含め、そういった角度で

検討するということを含めて我々として考えておりましたので、この大災害を一つの契機としてどういう方向で今後の病院経営があればいいのかということについては、いい意味ではこの時期にもう一度改めて考え直すということも一つの手だてだというふうに考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 この予算書を見ますと、ベッド数が38床で一般病床26床、それから療養型12床ということで予算化されています。1点、一つ前もお聞きしたと思うんですが、国の方針で療養型を廃止するというので大分右往左往した経緯があります。この予算を見ますと療養型がきちっと明示されておりますので、このままでいくんだなと思っておりましたが、その辺の動向というか大丈夫なのかということをちょっと1点お聞きいたします。

それから、2点目は前者も医師の問題出ましたけれども、今回、病院として医師や看護師の募集をして対応をするということで今取りかかっていると思うのですが、今回、そういう募集に対して何人か応募があったのかどうかということをお聞きいたします。

それから、これ24年度の予算なんですが、見ますと、将来カルテも電算化していかなくちゃいけないのかなと、電子カルテにしなくちゃいけないのかなと思いついて見ているんですが、その辺の新しい病院のときにそういう考えがあるのかどうか。その辺、3点お願いします。

○委員長（鈴木春光君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） まず1点目の療養型の関係ですけれども、ここに記載してある療養型については、療養型、委員おわかりだと思うんですけれども、医療とそれから介護と。介護の方は前からいろいろ国の方の方針で何年度になくなるよとかという話がずっと出ていまして、それが27年度まで今回引き延ばされたということで、27年度以降については、ちょっと介護療養型についてはまだはっきりとはしていません。うちの方につきましては、この12床につきましては、医療の療養型をやっているという内容でございます。

それから、医師、看護師の募集をかけて応募があったのかということだと、医学生の奨励金の関係だと思うんですけれども、実は医大生とそれから看護学生についての募集は行っておりますが、残念ながら今のところ応募者がいないと。去年につきましては、医学生3名ほど来たんですけれども、災害によりまして応募者がわからなくなって、こちらの方からインターネットで応募については今回キャンセルしたという内容でございますけれども、今年につきましては1件もないということでございます。23日まで国公立の第2次試験が二十何日だかの発表だったんで、23日まで応募締め切りやったんですけれども、残念ながら来ないという

状況でございます。今後もずっと続けていきたいなというふうには思います。

それから、3点目の電子カルテの関係でございますけれども、電子カルテにつきましては、確かに今流れとすればカルテの電子化によって電子媒体による請求に下さいというふうに変わってきております。前のときも電子請求での前は請求はしていたんですけども、カルテは残念ながら紙のカルテということでございますけれども、今回、日本赤十字社さんから3億円医療機器の関係でいただくということで、現在、その電子カルテについてはその3億円の中で購入をしております。電子カルテにつきましても、すぐに電子カルテというわけにはいかないの、段階的にオーダリング等を含めながら、職員研修を進めながら9月ごろまでには電子カルテを全部導入して、機械は導入なんですけれども、職員の勉強会とかして9月まではこちらの方で電子カルテに全部なっていくという内容でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 1点目の療養型なんです、この表を見ますと、医療療養型で4,380人、介護で735人ということで、中身としては私も介護の方の療養型は本当に大切だと思っております。今、説明ですと27年度以降は廃止になるんじゃないかというお話なので、新しい病院で来たときにこの病棟がなくなるのかなとそういうふうに見ていますので、その辺の動向をぜひこれ存続させてほしいなと思っておりますので、その辺をぜひ力を入れてやってほしいなと思っております。

それから、何といたしまして、医師・看護師の数がそろわないと病院経営は大変だと私思います。残念なことに今度募集がなかったと。ぜひもう少し宣伝とかやってほしいなという気がします。町、復興もなかなかできていないということで応募する方も見えてこないのかなと思うんですが、引き続き本当に医師がここに就任するには6年以上かかるものですから、その点で抜かりなくやっぱり今からもずっと続けてほしいとそういうふうに思っております。

それから、電子カルテについては、9月までに職員の研修も含めてということなので、やっぱりこれはいろいろ管理体制の中でも、それから経営的にも必要な部分になってくると思っておりますので、これはぜひ進めてほしいなと思っております。

そういうことで、本当に新しい病院ができて町民が安心して暮らせる状況というのを早くつくってほしいなと思っておりますので、ぜひ今取り上げました3点についても、今後力を入れてほしいと思っております。以上です。

○委員長（鈴木春光君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 今、委員がおっしゃっている介護の関係につきましては、外来の方の介護を見ていただいたのかなと思いますけれども、入院の方は療養病棟の方の医療の療養病棟はずっと残っていくので、医療の療養病棟はやっぱり続けていかざるを得ないのかなと。というのは、一般病棟の在院日数がどうしても厳しくなっている。中小病院で在院日数をクリアしていくのがなかなか難しくなっているという内容になっています。在院日数がだんだんと短縮されてきていると。今、うちの方で10対1とっていますけれども、10対1の入院の基準ですと21日の在院日数という格好になります。これがどんどん短く今後国の方ではしてきているという状況なので、どうしてもそれをクリアするためには療養病棟を持って在院日数を調整しながらやっぺいかないと一般病棟の在院日数は難しいという格好になりますので、それは今回新しい病院というふうに考えられてきても、療養病棟を持たざるを得ないのかなというふうには考えております。

それから、医師の奨励金に関しましては、今後、いろいろと医大生だけでなくて大学院生も可能にしていますので、東北大の方にそういう募集をかけたという内容でぜひ応募する人が出るように努力してまいりたいというふうに考えております。

電子カルテにつきましては、導入していますので、あとはこちらの研修の内容次第ということになっております。以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算の細部説明を求めます。病院事

務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、訪問看護介護ステーション事会計の細部説明を行います。

362ページ、363ページをお開きいただきたいと思います。

訪問看護ステーション事業につきましては、看護師と理学療法士、看護師5名、理学療法士1名で訪問看護を行っております。事業収益につきましては、訪問看護に行った内容で療養費というのが入りますので、年間6,600人トータルで訪問するというような格好での収入の見方でございます。

支出につきましては、人件費、給与費、それから賃金のところに看護師の臨時職員を2名分持っていますけれども、これらを含めると人件費が約90%と近くということで、訪問看護につきましてはほとんど人件費ということでございます。

そのほかにつきましては、訪問看護に必要な経費を見ております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（鈴木春光君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入、支出一括で行います。

質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 訪問看護ステーション、1日平均利用者22名、年間利用者6,600人ということですが、今、震災を受けて大分変動があったのではないかと思うのですが、どうでしょうか、最近の動向というか利用者が結構いるんだという話は聞いていますけれども、どういうものなのか。そして、せっかく理学療法士が1人配属されておりますので、そういう点でもそういう利用者もいるのかどうかという点をお聞きいたします。

○委員長（鈴木春光君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 委員がおっしゃるとおり、確かに訪問看護につきましては、震災前と比べますと登録者数とかが大分減っています。前は訪問看護の登録者というか契約する人たちが100人ぐらいいたんですけれども、現在70名くらいに落ち込んでいます。実際に今月平均で400回弱の現在は訪問看護の数になっています。震災前ですと500回を超えていたという、月ですね、1カ月、それくらいでありますので、大体百何十回ぐらいは減っている。それは、登録者がやっぱり少なくなった関係でそういうふうなということでございます。この6,600人につきましては、大分やっぱりこれから徐々には伸びてくるのかなという

ことで、マックスで見ているようなところがありますけれども、実際にはここまで6,600人いくかなと、希望的な数字でもありますけれども、それくらいになってくればいいなということでの数字で載せております。

それから、理学療法士につきましては、やっぱり何年目になりますか、3年目になりますかね、理学療法士を訪問看護に配置しまして。徐々に伸びてきていまして、今月平均で40件ぐらいいっているという。だから、やはり民間の先生方も利用しているという状況もありますので、これがもう少しというかも順調な軌道に乗ってきているのかなというふうには考えております。以上です。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 確かに今事務長のおっしゃいましたように、震災前よりは減っているなと思っているんですが、それでもう一点お聞きしたいのは、例えば登米市に行っている方たちも随分いると思うんですが、それはそちらの訪問看護ステーションとかそちらの看護を利用している部分があるのでしょうか。これには、数的にはここの当町の訪問看護ステーションの中の数には入っていないのではないかなと思うんですが、その辺をもう一度お聞きいたします。

○委員長（鈴木春光君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） そうですね。残念ながら登米市の方からの訪問看護についてのご利用者はございません。登米市に行っている方につきましては、登米広域とかの訪問看護を利用しているのかなというふうに思います。なかなか登米の方に行って帰ってくるだけでも大変なものですから、そういうのがあればもう少し違う方法も考えられるのかなと。サテライト的なことも、多くなればですね、そういうのも考えられますけれども、登米市の方も広域の方で大分訪問診療の方を力を入れてやってくれていますので、そちらの方の利用を考えてもいいのかなというふうには考えております。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木春光君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託されました議案第33号から議案第43号まで、可決すべきものと決しました。

特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に対し報告することといたします。

これをもって、平成24年度当初予算審査特別委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） 異議なしと認めます。

ここで、私からのあいさつということになっておりますので、一言ごあいさつを申し上げさせていただきますと思います。

当初予算総額を355億円とかつてない予算での予算審査特別委員会でありました。一般会計予算、特別予算10項目にわたる審査に当たっては、委員皆様、当局の皆様の慎重審議にご協力を賜りまして審査を終わることができましたことを心から感謝を申し上げたいと思います。355億という膨大予算が、委員会でのご意見、論点を十分生かしながら執行されるよう切に望むものであります。被災住民の願っておられます住民生活の再生、雇用の確保、高台移転の早期実現、一日も早い復興へ前進されることをご期待申し上げます。ご協力をいただきましたことに心から御礼を申し上げまして、あいさつといたします。

以上をもちまして、平成24年度当初予算審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時43分 閉会